

令和3年度 第3回富山地方最低賃金審議会議事録

1. 日時 令和3年7月21日(水) 15:00~15:50

2. 場所 富山労働局5階大会議室(会議室501~503)

3. 出席者

公益代表委員	長尾会長、高倉会長代理、柳原委員、両角委員、堀岡委員
労働者代表委員	中野委員、森川委員、石垣委員、岩崎委員、長山委員
使用者代表委員	矢坂委員、江下委員、八田委員、藤井委員、毛利委員
事務局	杉労働局長、小林労働基準部長、川倉賃金室長 山岸賃金室長補佐、川端事務官

4. 議事次第

(1) 地域別最低賃金額改定の目安について(伝達)

(2) 労働経済等関係指標について

(3) 最低賃金に関する基礎調査結果について

(4) 公示による関係労使の意見聴取に係る報告について

(5) その他

5. 資料

別添のとおり

6. 議事内容

[山岸賃金室長補佐] 定刻となりましたので、ただ今から令和3年度第3回本審の開催をお願いしたいと存じます。

本日は、公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員それぞれ5名、委員15名全員の出席を賜り、定足数を満たしておりますので、本会議が有効に成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、開会にあたりまして、富山労働局長の杉より御挨拶申し上げます。

[杉労働局長] 委員の皆様には、大変暑い中、また大変お忙しい中、本審議会に御出席を賜り誠にありがとうございます。また、日頃より労働行政の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

本日は、令和3年7月16日に中央最低賃金審議会から答申のあった「令和3年度地域別最低賃金額改定の目安」についてお伝えさせていただきます。

既に報道等で御案内のとおり、今年度の改定額の目安は、全てのランクにおいて28円とされました。これは、最低賃金額を時間額のみで表示するようになった平成14年以降最大となります。

中央における目安審議の結審を受けて、既に色々な報道がなされておりました、例年以上に最低賃金が注目を集めているところでございますが、当審議会としては正にこれからが本番と考えております。

当審議会におきましては、これまでも、現下の情勢や地域の実情等を踏まえつつ、最低賃金額の改定について、慎重かつ丁寧に御審議いただいております。今年度につきましても、貴重なお時間を頂戴し、また、色々と御負担をおかけすることもあるかと存じ

ますが、何とぞ御協力を賜りますようお願い申し上げます。

当局としましては、審議の結果を最大限尊重させていただき所存です。公・労・使とそれぞれ異なる立場から十分に議論いただいた上で、一定の結論が導かれることを御祈念申し上げます、私からのあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしく申し上げます。

[山岸賃金室長補佐] この後は、長尾会長に進行をお願いします。

[長尾会長] ただ今から令和3年度第3回富山地方最低賃金審議会を開催します。

なお、本日の審議会は「公開」としておりますので御承知おき願います。

それでは、議事に入ります。議事1の「地域別最低賃金額改定の目安について」につきまして、令和3年7月16日に中央最低賃金審議会から厚生労働大臣に答申がなされております。その内容について、事務局から説明してください。

[川倉賃金室長] このたび中央最低賃金審議会から示されました、今年度の地域別最低賃金額改定の目安につきまして伝達させていただきます。資料No.1を御覧ください。

今年度の地域別最低賃金額改定の目安につきましては、6月22日に厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に対し諮問が行われ、目安小委員会における計5回にわたる審議を経て、7月16日に厚生労働大臣へ答申がなされたところです。

それでは、答申文の「記」以下を読み上げさせていただきます。

- 1 令和3年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解(別紙1)及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告(別紙2)を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。
特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金について、特例的な要件緩和・拡充を早急に行うことを政府に対し、強く要望する。
- 5 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

次に、別紙1の「令和3年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」を御覧ください。

1には、引上げ額の目安が記載されております。

富山はBランクに区分されておりますが、引上げ額の目安は、全てのランクにおいて28円とされております。

続いて、2を御覧ください。

(1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、平成29年全員協議会報告の3(2)で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「経済財政運営と改革の基本方針2021」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」に配意した調査審議が求められたことについて特段の配慮をした上で、総合的な審議を行ってきた。

今年度の公益委員見解を取りまとめるに当たっては、

- ① 賃金改定状況調査結果第4表や春季賃上げ妥結状況等における賃金上昇率は、昨年より上げ幅は縮小しているが、引き続きプラスの水準を示していること、また、昨年度は、最低賃金の引上げ額の目安を示せず、最低賃金の引上げ率は0.1%となったこと、
- ② 消費者物価指数は、横ばい圏内で推移しており、名目GDPは、令和2年には落ち込んだものの、足下では一時期より回復していること、加えて、新型コロナウイルス感染症の感染状況については予断を許さないものの、今年度はワクチン接種が開始されるなど、少なくとも昨年度とは審議の前提となる状況が異なっていること、
- ③ 法人企業統計における企業利益は、足下では、産業全体では回復が見られること、また、一部産業では引き続きマイナスとなっているものの、政府として、「感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組む方針であること、
- ④ 雇用情勢は、令和2年には悪化したものの、足下では横ばい圏内で推移しており、有効求人倍率は1倍を超え、失業率も3%以下で推移していること、
- ⑤ 政府としては、最低賃金について、より早期に全国加重平均1,000円を目指すこととされているところ、①から④までの状況を総合的に勘案すれば、平成28年度から令和元年度までの最低賃金を3.0~3.1%引き上げてきた時期と比べて、今年度の状況は大きく異なるとは言えず、最低賃金をその時期と同程度引き上げた場合にマクロで見た際の雇用情勢に大きな影響を与えるとまでは言えないと考えられること、
- ⑥ 地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていく必要があること、また、賃金改定状況調査結果第4表のうちAランクとCランクが最も高い賃金上昇率であった一方、雇用情勢については昨年においてAランクを中心に悪化したこと等を総合的に勘案する必要があること、
- ⑦ 最低賃金を含めた賃金の引上げにより、可処分所得の継続的な拡大と将来の安心の確保を図り、さらに消費の拡大につなげるという経済の好循環を実現させることや非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められていることを特に重視する必要があること等を総合的に勘案し、検討を行ったところである。

目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、目安を十分に参酌することを強く期待する。また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

(2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、昨年度に引き続き乖離が生じていないこと

が確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項及び平成29年全員協議会報告の3(2)に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適当と考える。

(3)最低賃金引上げの影響については、平成29年全員協議会報告の3(2)及び4(3)に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。

別紙2は、「目安に関する小委員会報告」ですが、読上げは省略させていただきます。後ほど御確認願います。

以上が、「令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について」でございます。

この目安を参考に、富山地方最低賃金審議会における御審議をよろしく願います。

[長尾会長] 今ほどの説明について、御質問等はございますか。

[労使各側委員] 特にありません。

[長尾会長] 当審議会といたしましても、中賃の答申を尊重して審議してまいりたいと存じますので、御協力をお願いします。

次に、議事2の「労働経済等関係指標について」につきまして、事務局から説明してください。

[川倉賃金室長] 労働経済等関係指標につきまして、資料No.2として資料を配付させていただいておりますので、御説明いたします。この資料は、表紙裏面の目次の内容について経年的にグラフや表で示したもので、毎年事務局から提出している資料です。資料の出所は最終ページに記載のとおりです。時間の関係もありますので、各ページごとの説明は省略させていただき、要点のみ御説明させていただきます。

まず、「生産」についてです。1ページに、代表的な指標である鉱工業生産指数の推移を掲載しておりますが、全国・富山県とも令和2年は大きく減少しましたが、直近においては持ち直しています。

次に、「国内需要」についてです。3ページから6ページまでに、百貨店等販売額、新車新規登録台数、住宅建設及び投資関連の指標を載せておりますが、全体としては、令和2年に大きく減少しましたが、直近では一部に回復傾向も見られます。

続きまして、「物価・生計費」についてです。7ページに、消費者物価指数の推移を掲載しておりますが、中長期的には上昇傾向ですが、令和2年に入ってからはおおむね横ばいとなっています。9ページには、標準生計費について掲載しております。富山市の数値に大きな増減が見られますが、＜参考＞に記述のとおり、住宅関係費の増減が主な要因と見られます。

「貿易等」は飛ばしまして、「雇用」について御説明いたします。13ページに景気動向指数の遅行指数とされている常用雇用指数の推移を、15ページに一致指数とされている所

定外労働時間指数の推移を掲載しております。常用雇用指数は総じて上昇傾向にありましたが、令和2年に入り低下傾向が見られます。一方、所定外労働時間数は令和2年に大きく減少しましたが、直近においては上昇傾向が見られます。

16ページの完全失業率は、全国の数値のみですが、令和2年に上昇し、直近は横ばいとなっています。17ページの有効求人倍率は、令和2年に低下しましたが、直近は持ち直しの動きが認められます。18ページの求人・求職状況は、新規求人数が平成30年をピーク大きく減少していますが、引き続き求人数と求職数にギャップが見られます。

最後に「賃金」について御説明いたします。19ページには、毎月勤労統計調査に基づき、図6-1として事業所規模間の格差を、図6-2として地域間の格差を記載しております。なお、令和2年は、下の注釈にありますとおり、規模5人未満の事業所を対象とする「特別調査」が中止され、その代替調査として実施された「小規模事業所勤労統計調査」の数値を記載しております。時期や対象が異なるため、経年比較にはなじまないのですが、その集計結果によりますと、格差はいずれも縮小しています。

20ページの図6-3は、賃金構造基本統計調査に基づき短時間女性労働者の1時間当たりの賃金額にかかる地域間格差を記載しております。賃金構造基本統計調査につきましては、令和2年調査から調査内容が変更されており、短時間労働者の賃金額については、従来、集計から除外していた、医師等の特定職種で賃金額の高いものを含めて集計されています。その影響を勘案する必要があると考えられますが、地域間格差は拡大しています。

図6-4には県内の高校卒初任給を載せております。こちらにつきましても、賃金構造基本統計調査の変更により、令和2年からは「初任給額」ではなく「新規学卒者の所定内給与額」として集計されており、これまで含まれていなかった「通勤手当」が含まれた額となっています。このため、単純比較はできないのですが、令和2年は男女とも前年に比べ上昇し、男女計で178,600円となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

[長尾会長] 今ほどの説明について、御質問等はございますか。

[労使各側委員] 特にありません。

[長尾会長] 続いて、議事3の「最低賃金に関する基礎調査結果について」につきまして、事務局から説明してください。

[川倉賃金室長] 最低賃金に関する基礎調査結果について説明いたします。資料No.3を御覧ください。

前回の第2回本審でも御説明いたしましたが、本調査は、最低賃金審議会における審議に資するため、賃金の実態を把握することを目的に、比較的規模の小さい事業所を対象として、毎年実施している統計調査です。

調査におきましては、最低賃金との比較に当たって除外される賃金、具体的には、精皆勤・通勤・家族の3手当と、時間外・休日労働等の所定外労働に対する賃金を除いた、いわゆる基本給を中心に調べ、これを時間額に換算して集計しております。

例年、この段階では速報値のデータをお示ししておりますが、今年は、東京五輪の関係からスケジュールが前倒しされており、本日お示しするものが確定値です。

業種ごとの調査対象事業所数につきましては、資料の2ページを御覧ください。

左側の列が業種、真ん中の列が調査対象事業所数、右側の列が調査事業所数となっております。

「地域別最低賃金適用産業」につきましては、上から2行目にありますとおり、調査対象事業所数が24,939のところ、636事業所から回答がありました。

集計結果を説明いたします。

資料の3ページを御覧ください。ここでは平成28年度から令和3年度までの特性値の推移を示しております。

特性値は、第1・20分位数、第1・10分位数、第1・4分位数及び中位数を記載しております。なお、第1・20分位数はデータを低い方から順に並べ20等分した際の最初の境界にある値、中位数はちょうど真ん中の位置にある値となります。

今年度の特性値は、第1・20分位数が850円、第1・10分位数が860円、第1・4分位数が941円、中位数が1,158円となっております。

次に、資料の4ページを御覧ください。ここでは産業別の特性値を示しており、「地域別最低賃金対象産業計」を棒グラフ、産業別の値を折れ線グラフで示しています。

第1・20分位数は、「医療・福祉」が859円となっておりますが、それ以外は「地域対象産業計」と同額の850円となっております。

第1・10分位数は、「飲食、宿泊サービス業」が850円となっており、「地域対象産業計」の860円を下回っております。

このことから、「宿泊、飲食サービス業」については、最低賃金を引き上げた場合の影響を受けやすい産業と認められます。

続いて、資料の5ページを御覧ください。ここでは、昨年度と今年度の特性値を比較しております。

昨年度と比較しますと、第1・20分位数は増減なし、第1・10分位数から中位数までは若干上昇しておりますが、一方で平均賃金はマイナス0.84%とわずかに下降しております。

最低賃金に関する基礎調査結果については、以上です。

[長尾会長] 今ほどの説明について、御質問等はございますか。

[労使各側委員] 特にありません。

[長尾会長] 議事4の「公示による関係労使の意見聴取に係る報告について」につきまして、事務局からお願いします。

[山岸賃金室長補佐] 6月28日に富山県最低賃金の改正決定についての諮問をさせていただき、同日付けで関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示を行いましたところ、意見書が4件提出されました。

それぞれ写しを資料No.4として添付しております。

それでは、これらを当該意見書の概要を御説明することにより御報告させていただきます。

まず、資料 No. 4-1、富山県労働組合総連合からの意見書について御説明いたします。意見書の内容といたしましては、憲法 25 条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」実現の観点から、富山県最低賃金を大幅に引き上げること。審議会として、政府に対し大胆な中小企業支援と下請二法の強化・公正取引委員会の機能強化を要請すること。深刻な地域間格差を是正し、全国一律 1,500 円以上を目指した答申をすること。非正規労働者の生活実態を直接聴聞する機会を設けることを求めています。

続いて、資料 No. 4-2、富山県高等学校教職員組合からの意見書について御説明いたします。

意見書の内容といたしましては、コロナ禍により、家庭の経済状況が悪化して進学を諦めざるを得ない、定時・通信制の生徒ではアルバイトの減少により修学自体が困難になる、就職・進学後の状況に不安を抱えている等の声が高校現場から聞こえていること。学校現場で働く短時間職員や裏方で支える県費職員の賃金は最低賃金に大きく左右され、これらの職員の低賃金は学校の人手不足に繋がり、子供たちの学校生活に支障をきたしていること等の状況を踏まえ、次世代の社会を担う高校生・若者の教育環境と進路選択も視野に入れた審議により、最低賃金の大幅な引き上げを答申することを求めています。

続いて、資料 No. 4-3、全日本建設交運一般労働組合富山県本部様からの意見書について御説明いたします。

意見書の内容といたしましては、コロナ禍のもとでいっそう広がる貧困と格差の是正、地域経済のために、最低賃金を 1,500 円に引き上げ、全国一律最低賃金制度の実現を求めています。

続いて、資料 No. 4-4、富山県医療労働組合連合会様からの意見書について御説明いたします。

意見書の内容といたしましては、医療・介護労働者は、過酷な労働実態と社会的役割を考慮すると低い賃金水準にあり、このことが人手不足に拍車をかけていること。診療・介護報酬は全国一律であるにもかかわらず、賃金実態は地域間格差大きく、全国同水準の医療・介護の提供には格差是正が必要であること。医療の施設では 3 割以上、介護施設では 5 割以上、在宅介護では約 9 割が非正規労働者となっており、非常事態宣言による自粛により、雇用が脅かされ、収入が激減するなど暮らしを直撃していること。医療と看護、介護の提供体制の改善のためには賃金水準の引き上げが必要であり、大幅な最低賃金の引き上げを即時に実現することを求めています。

提出いただいた意見書は以上です。

[長尾会長] 今ほどの関係労使の意見に関しまして、御意見等はございますか。

[労使各側委員] 特にありません。

[長尾会長] 特に御意見等はないようですが、当審議会といたしましては、今ほど報告のありました関係労使の意見を今後の審議の参考とさせていただきたいと存じますので、

よろしく申し上げます。

それでは、議事5の「その他」ですが、何かございますか。
事務局から何かありますか。

[川倉賃金室長] 私の方から2点御報告させていただきます。

1点目は、賃金改定状況調査の集計誤りについてです。

賃金改定状況調査は、中賃において目安を定める際に参考資料のひとつとして使用しているもので、その第4表は、従来から重要な資料と位置づけられております。

今回の誤りは、令和2年度に、集計する産業区分の変更に伴いプログラム改修を行った際、一部の産業において、復元に使用する母集団労働者数に別の産業のものをういたため、集計値に誤りが生じた、というものです。

詳しくは、本日委員の皆様【参考資料】としてお配りした第3回目目安小委員会の資料に、経緯の説明や訂正後の集計表が入っていますので、御確認いただければと思います。

中賃においては、7/7開催の第3回目目安小委員会の際に、事務局から一連の経緯等を報告・陳謝の上、正しい数値で再集計した結果が提出されており、同会議において、「昨年の最低賃金の目安審議や実際の引上げ額については、特定の指標によって自動的に決定されるものではなく、様々なデータや要素を総合的に判断して公労使で審議し決定されたものであり、その結果には影響がないことが確認された」と聞いております。

なお、本調査は本省において実施しているもので、地方局は関与しておらず、また、本日資料として提出した最低賃金基礎調査と関連はありません。

2点目は、最低賃金引上げのための助成策の拡充についてです。

6/8に「新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議」が開催され、その中で、菅総理から、「新型コロナにより賃金格差が広がらないよう、最低賃金を引き上げる環境を整備します。このため、事業所内の最低時間給を引き上げるための助成を拡充します。」との発言がありました。これを受け、厚生労働省では、業務改善助成金の拡充策について検討を進めております。

今のところ、具体的な内容は未定ですが、ひとまずこうした取組がなされているということをお報告させていただきます。

なお、内容が具体化いたしましたら、当局におきましても、活用の促進に向け、積極的に周知を図ることとしております。

私からの説明は以上です。

[山岸賃金室長補佐] 引き続き私の方からも御報告があります。

6月28日に、全労連東海北陸地方協議会から、富山労働局長及び審議会長あてに「全国一律最低賃金制の実現、最賃審議会の運営と意見陳述の実現及び労働行政の体制拡充・強化に関する要請書」が提出されております。

要請書や添付資料につきましては、事務局側のテーブルに置いてあります。

次に、署名の件で御報告がございます。富山県労働組合総連合から、富山労働局長と審議会長あての要請署名が7月20日に1,935筆、追加提出され、第2回本審の際に御報告させていただいた4,202筆と合わせ、署名の総数は6,137筆となりました。

署名につきましても、事務局側のテーブルに置いてあります。

[長尾会長] 今ほど説明のあった、賃金改定状況調査の集計誤りについて、中賃では、昨年の審議結果に影響がないことが確認された、とのことですが、当審議会においても、同様に、「審議結果に影響はない」と確認してよろしいでしょうか。

[労使各側委員] はい。了解いたしました。

[長尾会長] 意見がないようですので、賃金改定状況調査の集計誤りについて、当審議会においても、中賃と同様、昨年の審議結果に影響はないことを確認することとします。

また、併せて報告のあった、当審議会に提出された要請書及び署名につきましても、今後の審議の参考とさせていただくことといたしたいと存じますので、よろしくお願ひします。

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。

引き続き、富山県最低賃金専門部会が予定されておりますが、富山県最低賃金の改正決定につきましても、専門部会において十分に調査審議がなされ、合意形成が図られるよう、労使双方の御協力をお願いします。

なお、同専門部会につきましても、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると判断されるため、非公開とします。

本日の審議会の議事録確認担当委員には、私のほか、
労働者代表委員からは、石垣委員
使用者代表委員からは、八田委員
のお二人をお願いしたいと存じますが、よろしいですか。

[労使各側委員] 異議なし。

[長尾会長] それでは、本日の審議は以上で終了とします。お疲れ様でした。